

『札幌ほべつ会』規約

制定 平成元年 2月18日
改正 平成 2年 2月24日
改正 平成 9年 6月 8日
改正 平成10年 5月17日
改正 平成11年 5月 9日
改正 平成14年 5月19日
改正 平成15年 5月18日
改正 平成18年5月27日
改正 平成19年5月27日

(名称)

第1条 この会は、「札幌ほべつ会」と称する。

(目的)

第2条 この会は、郷土愛をきずなとする会員相互の親睦と協力を深めると共に、ふるさと穂別のまちおこしに寄与することを目的とする。

(会費)

第3条 この会の会員は、札幌市及びその近隣市町村に在住する穂別の出身者・その他の縁故者で、入会を申し込んだ者とする。

②会員は年会費を納入した者とし、5年以上の未納者は会員名簿から削除する。

(活動)

第4条 この会は、次の活動を行う。

1. 会報及び会員名簿の発行
2. 会員懇親会の開催
3. 穂別のまちおこし行事への参加及び特産品の利用推進
4. その他目的達成に必要な事項

(活動)

第5条 この会に、次の役員をおく。

会長 1名 副会長 1名 幹事長 1名 副幹事長 2名 幹事 若干名 監査役 2名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 会長 会を代表し、会の運営を主催する。
副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。
幹事長 会長の意を受けて会の実務を統括する。
副幹事長 幹事長を補佐し、幹事長事故あるときは予め会長が定めた順位により、これを代行する。
幹事 会の運営に参加する。
監査役 会の会計を監査し、総会においてその結果を報告する。

(役員の出選及び任期)

第7条 役員は、幹事以外は総会において選出し、幹事は、四役会議において選出する。

② 役員の仕事は2年とする。ただし再選を妨げない。

(総会)

第8条 総会は、毎年1回開催して次の事項を討議するものとし、出席者の過半数の賛同により議決する。

1. 活動計画及び収支予算
2. 活動報告及び収支決算
3. 監査報告
4. 規約の制定及び改廃
5. 役員(幹事を除く)の選任
6. その他役員会において必要と認められた事項

(役員会・四役会議)

第9条 役員は、その全員をもって役員会を、正副会長及び正副幹事長をもって四役会議を構成し、それぞれ会長が召集する。

② 役員会及び四役会議は、総会付議事項に関する審議及び会長が必要と認められた事項の審議を行うものとし、出席者の全員一致の賛同により議決する。

(運営費・年会費)

第10条 この会の維持運営に必要な経費は、年会費・協賛金・その他の収入をもってこれに充てる。

② 年会費は、年額2,000円とし、総会終了後2ヶ月以内に納入するものとする。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(顧問・相談役)

第12条 この会に顧問及び相談役をおくことができる。顧問及び相談役は、会長が役員会の承認を経て委嘱する。

(事務局)

第13条 この会の事務局は、会長が定める所に置く。

(細則)

第14条 この規約に定めるもののほか会務に必要な事項は、役員会の議を経て会長が細則(三役で決定)として別に定める。

1. 80歳以上で10年以上会費納入の会員に謝意記念品(穂別産新米5kg)を贈る。

(施行)

第15条 この規約は、平成19年5月27日から施行する。

(別記 6)

「札幌ほべつ会」細則

制定 平成 28 年 6 月 25 日

- 「穂別ふるさと杯パークゴルフ大会」には、「札幌ほべつ会」から 3 万円を協賛金として支出する。
- その年の 1 月～12 月に満 80 歳を迎える会員を対象に、記念品として穂別産米 5 kg を 11 月に贈呈する。
- 会員の慶弔については「札幌ほべつ会」として対応はせず、役員や会員がそれぞれの立場で判断して対応する。
- 札幌で行われる全道大会に出場する穂別の小学校生・中学校生・高校生を激励する。 激励の要領は、その都度四役で検討し決める。
- 高齢のために退会を申し出た会員については、退会後も 3 年間は会報を届ける。
- むかわ町からの協賛金の内 3 万円は、懇親会に出席した町関係者の懇親会費として会計処理する。
- 「札幌ほべつ会」の結成 10 周年と 20 周年の記念、むかわ町合併 10 周年記念に記念品を贈ってきましたが、結成 30 周年に記念品を贈るかどうかは 30 周年を迎えた年に議論して決める。

以上